

各介護サービス事業所 管理者 様
各介護保険施設 管理者 様

北九州市保健福祉局長寿推進部
介護保険課長 齋藤 渉

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書提出期限について(事前通知)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省においては令和7年11月21日閣議決定を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、令和8年6月に期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」)を拡充するとしたことに伴い、令和8年2月10日付 厚生労働省老健局老人保健課発出の事務連絡にて、様式等を見直すことから、令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書について提出期限が下記の取扱いとなることが示されましたので通知します。また、あわせて介護保険最新情報 vol.1469 も必ずご参照ください。

記

1. 令和8年4月分及び5月分の処遇改善加算を算定する事業者について

(1) 提出期限【令和8年度当初の特例です】

令和8年4月15日(水)(必着)

提出期限を過ぎた場合、令和8年4月分・5月分の算定はできなくなりますのでご注意ください。

(2) 留意事項

令和8年6月以降の算定に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。

この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス(2の(2)参照)の介護サービス事業所に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

2. 加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月分及び5月分は算定しないが令和8年6月分以降に処遇改善加算を算定する事業者について

(1) 提出期限【令和8年度当初の特例です】

令和8年6月15日(月)(必着)

提出期限を過ぎた場合、令和8年6月分・7月分の算定はできなくなりますのでご注意ください。

(2) 令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス区分

訪問看護(介護予防含む)、訪問リハビリテーション(介護予防含む)、居宅介護支援、介護予防支援 等

3. そのほか、上記 1・2 共通留意事項

(1) 届出様式

厚生労働省にて令和8年度の計画書等届出様式の見直しを予定しているため、旧様式で作成し提出することのないようご注意ください。

(2) 提出方法

本市においては、原則として電子申請にてご提出いただいております。

(3) 年度の途中で新たに加算を算定する場合の計画書提出期限

年度の途中で処遇改善加算の算定を受けようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月末までに提出をお願いします。

(例)7月サービス提供分から算定する場合は、5月31日までに提出いただきます。

(4) 北九州市ホームページ開設

令和8年度 介護職員等処遇改善加算について、本市ホームページを作成しましたので、最新の情報につきましては、下記 URL からご確認ください。具体的な申請方法、様式については厚生労働省から通知があり次第お知らせしますので、今しばらくお待ちください。

トップページ > ビジネス・産業 > 医療・福祉・健康・衛生（事業者向け） > 福祉 > 事業者のみ
なさまへのお知らせ > 介護保険 > 介護職員等処遇改善加算 > 令和8年度 介護職員等処遇改
善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

URL:https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16800558_00002.html

【問合せ先】

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課

担当:木嶋・三木

TEL:093-582-2771 FAX:093-582-5033